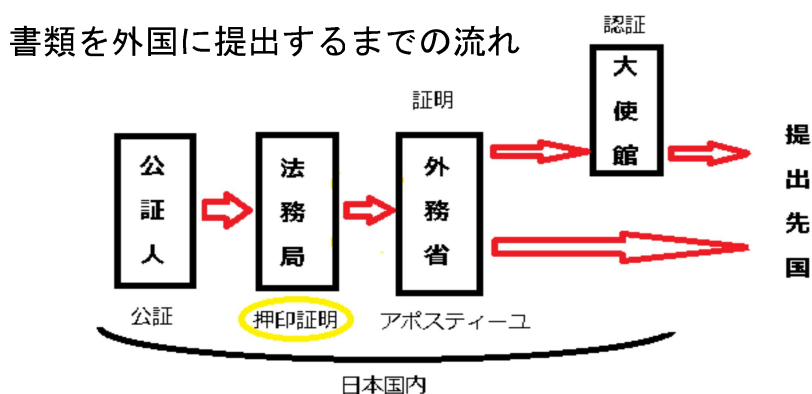


1 公証人押印証明とは

公証人押印証明とは、「公証人が認証した証書等を在職中の公証人がその権限に基づいてしたものであり、その押印が真実であること」を監督法務局長（地方法務局長）が証明するものです。

外国に提出しようとする書類等が真に権限のある機関により作成されたものであることを証明するための手続の一部であり、外務省の公印確認又はアポステイーユ認証を受けるときは事前に公証人押印証明を受ける必要があります。



2 申請方法

- ①窓口申請：押印証明が必要な書類を窓口を持参していただき、申請書を記入してもらう方法です。受付から交付までの時間は、混み具合にもよりますが、約20分ほどです。
- ②郵送請求：押印証明が必要な書類とともに、申請書及び返信用封筒（返信先を記載し、簡易書留相当額の切手を同封したもの）を簡易書留等で送付していただく方法です。この場合、書類の往復に日数がかかることから急ぎの場合は①窓口申請を推奨しています。

* どちらの申請方法においても 申請書への押印、手数料及び委任状は必要ありません。

3 申請窓口

〒930-0856 富山県富山市牛島新町11番7号

富山合同庁舎2階 富山地方法務局総務課

076-441-0550（代表）

窓口受付時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く。）